

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける 精神科救急医療体制整備

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける精神科救急医療体制整備

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける精神科救急医療体制は、精神障害者や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた者等及び地域住民の地域生活を支えるための重要な基盤の一つであり、入院医療の提供の他、同システムの重層的な支援体制の中での対応、受診前相談や入院外医療により必ずしも入院による治療を要さない場合も念頭におきつつ、都道府県等が精神科病院等と連携しながら必要な体制整備に取り組むことが重要。

精神科救急医療の提供に係る機能分化

平時の対応・受診前相談

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける重層的な連携による支援体制における平時の対応の充実
 - ▶ 保健所や保健センターからの訪問等、精神科医療機関と保健所等の協力体制、相談体制の構築、障害福祉サービスの活用
- 精神医療相談窓口の設置、充実
- 精神科救急情報センターの設置、充実

入院外医療の提供

- かかりつけ精神科医等が時間外診療に対応
- 相談者のニーズに応じて往診、訪問看護が可能
- 診療を行った上で、入院の要否に関する判断を実施

入院医療の提供

- 平時の対応、受診前相談、入院外医療の後方支援の実施、原則、対応要請を断らない
- 措置入院、緊急措置入院への対応が可能
- 身体合併症（新型コロナウイルス感染症を含む）への対応が可能
- ※ 地域の基幹的な医療機関が一元的に果たす場合や医療機関間の連携による面的な整備により果たす場合も想定

【都道府県】精神科救急医療体制に関する評価指標を用いた整備状況の整理と評価、地域の実情に合わせた体制整備の推進

【国】精神科救急医療体制整備事業の充実等と指針の改正の検討、精神科救急医療体制に係る評価指標の検討及び提示

身体合併症対応の充実

- 身体合併症対応を充実する観点から、都道府県等において精神科救急医療体制と一般の救急医療体制との連携の強化を図る。

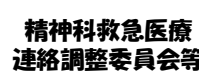
精神科救急医療の提供現場における連携の促進



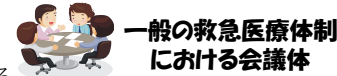
対診や訪問・電話等による助言等
※ ICTの活用も検討



互いの救急医療体制の検討の場への参画



身体合併症対応における課題の共有、解決策の検討等



当事者、家族の参画

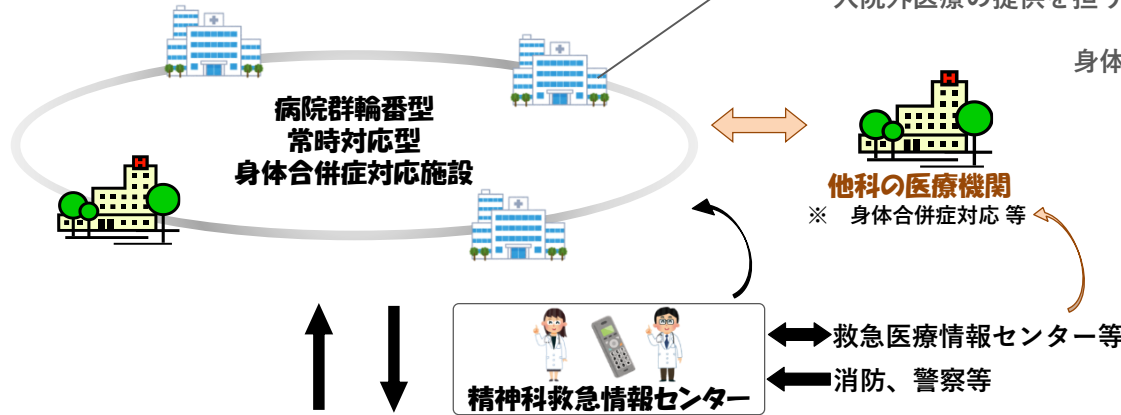
- 誰もが危機等の状況下においてもその意思が尊重され、必要なときに医療を受けられる体制となるよう、都道府県等における精神科救急医療体制連絡調整委員会や精神科救急医療圏域ごとの検討部会に、当事者や家族が参画する。

精神科救急医療体制のイメージ

※ 精神科救急医療体制連絡調整委員会及び精神科救急医療圏域ごとの検討部会で協議し、地域の実情に合わせて体制を構築する必要がある

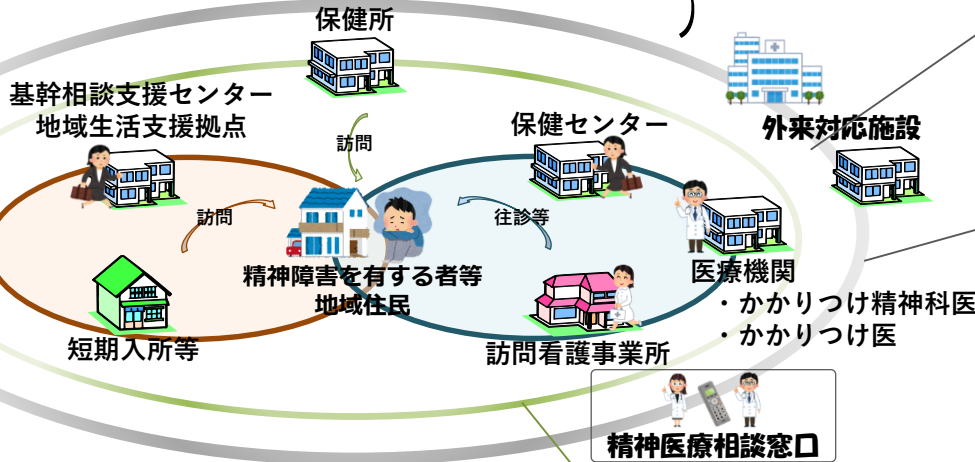
入院医療の提供

病院群輪番型及び常時対応型による24時間365日対応
入院外医療の提供を担う医療機関等の後方支援（原則、対応要請を断らない）
措置入院・緊急措置入院への対応が可能
身体合併症への対応が可能（連携による面的整備を含む）



入院外医療の提供

かかりつけ精神科医等による時間外診療、往診、訪問看護
夜間・休日診療（外来、輪番制）



受診前相談

精神科救急情報センターでの受け入れ先調整
精神医療相談窓口での相談対応等
保健所、保健センター等による訪問等

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 重層的な連携による支援体制における平時の対応

アクセス上の便利（当事者、家族に身近なところ）を考慮した対応
かかりつけ精神科医等による診療、訪問看護の提供等
地域精神保健や障害福祉サービス等の充実、活用

※ 精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループでの意見、「精神科救急医療体制整備事業の実施について」（令和2年3月4日障発0304第2号）及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和2年4月13日医政地発0413第1号）別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」を参考に作成